

【戸塚区版】

ペットの一時飼育場所 開設運営マニュアル（案）

ペットの一時飼育場所を開設、運営するマニュアルの一例です。
地域防災拠点で検討したうえで、加除修正を行い、地域の実情に
合ったマニュアルを作成してください。

拠点運営委員会

災害時のペット対策

一時飼育場所開設・運営の流れ

ページ

平常時の準備

- 1 物品準備
- 2 一時飼育場所の検討
- 3 ペットの飼育ルールの設定



・・・ 2

・・・ 3

・・・ 4

発災時の対応

- 1 飼い主の会の立ち上げ
- 2 受付の立ち上げ



・・・ 6

・・・ 6

- 3 受付



・・・ 6

- 4 一時飼育場所の設営



・・・ 7

- 5 一時飼育場所の管理・運営

・・・ 7

- 6 一時飼育場所の閉鎖



・・・ 8

拠点運営委員

拠点運営委員が
飼い主の会をサポート

飼い主の会

1 平常時の準備

拠点運営委員会で準備、検討しておくこと

地域防災拠点は多くの避難者が協働で生活を送る場所です。

円滑に拠点運営を行うため、あらかじめペットと同行避難してくる人を想定して準備をしておきましょう。

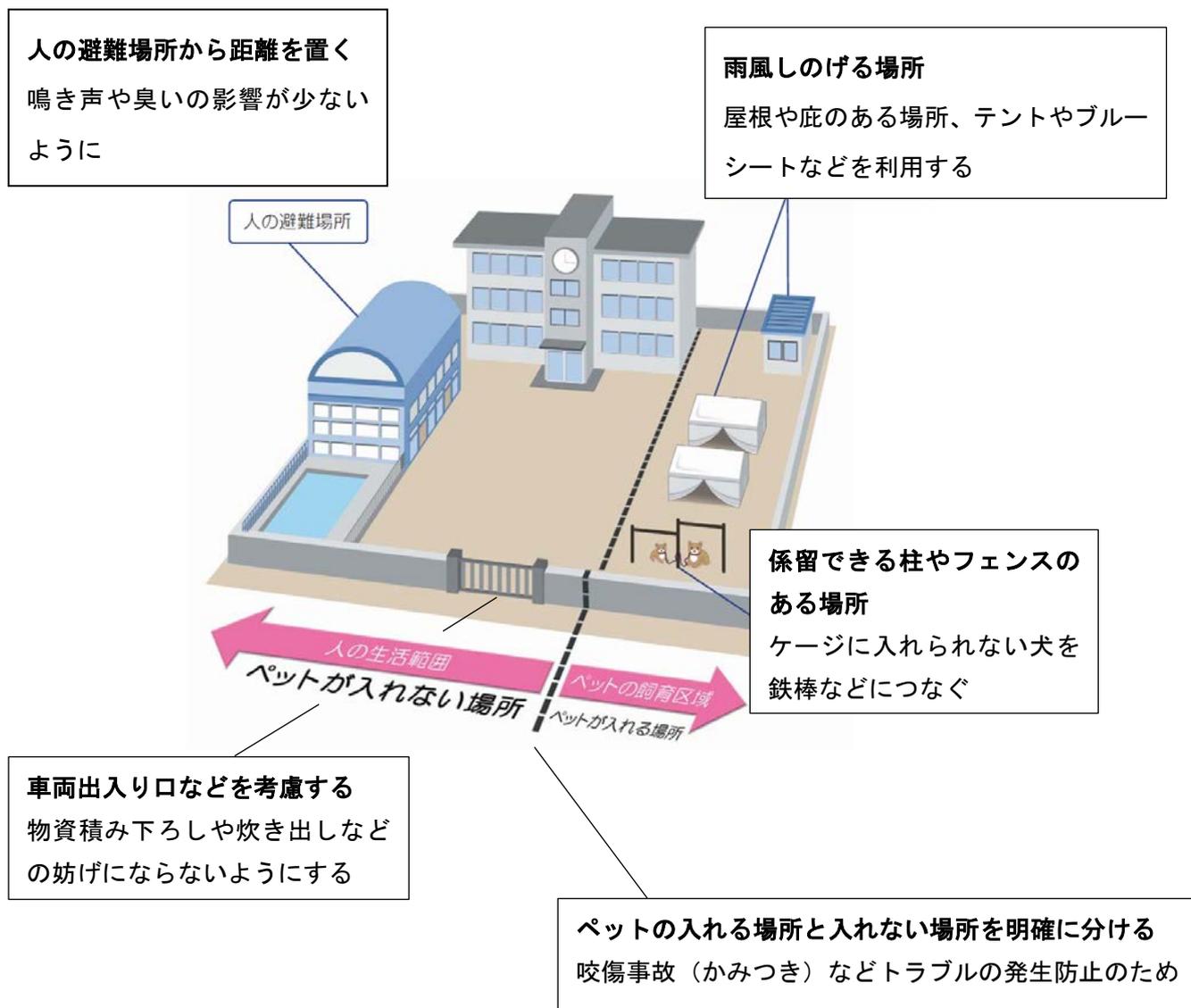
平常時から準備、検討すること

- 1 物品準備
- 2 一時飼育場所の検討
- 3 ペットの飼育ルールの設定

2 一時飼育場所の検討

避難者とペットの住み分けや動線の分離を考慮して、雨や風をしのぐことができる場所にペットの一時飼育場所を設定しましょう。

ペット一時飼育場所の設定ポイント



ペット同行避難者と他の避難者の間でのトラブル防止のため、人の避難場所への影響を考慮し、設定しましょう。

3 ペットの飼育ルールの設定

他の避難者への配慮や飼い主同士のトラブル防止のため、各拠点の状況に応じたペットの飼育ルールを設定しましょう。

《飼育ルールの一例》

飼い主の皆さんへ

この地域防災拠点で人と動物が気持ちよく過ごせるように、次のことを守ってください。

- 1 飼い主の皆さんで「飼い主の会」を組織し、一時飼育場所の管理・運営を協力して行ってください。
- 2 地域防災拠点に同行できるペットは、犬・猫・小動物（ウサギ、小鳥・ハムスターなど）などです。それ以外のペットは同行できません。
- 3 ペットは決められた場所で、ケージに入れるか、支柱につなぎとめるなどして飼育しましょう。
- 4 ペットの飼育・管理は、飼い主自身が責任を持って行います。
- 5 ペットの飼育に必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行いましょう。
 - ・ 飼育場所と周辺区域の清掃・消毒
 - ・ 廃棄物・排泄物集積場所の管理
 - ・ 救援物資（ペットフード・資材等）の搬入・仕分け・配分
- 6 決まった時間に給餌し、残った餌は後始末をしましょう。ペットの体やケージ内を清潔に保ち、周囲に影響を及ぼさないようにしましょう。
- 7 排泄は指示された場所でさせ、後始末をきちんと行いましょう。
- 8 地域防災拠点には、負傷などによりペットの世話ができない飼い主もいます。お互いに助け合いながらペットの管理をするようにしましょう。
- 9 散歩は、敷地外または、敷地内の指定された場所で行いましょう。散歩する際には、必ずリードをつけましょう。
- 10 一時保護された迷子のペットの世話も飼い主の皆さんで共同して行っていただくようお願いいたします。

2 発災時の対応

ペットの一時飼育場所の開設・運営

発災時には飼い主のみなさんで「飼い主の会」を立ち上げ、一時飼育場所の運営を行いましょう。

飼い主の会の立ち上げ、受付の立ち上げは拠点運営委員会が支援し、以降は飼い主の会が主体となって活動します。

一時飼育場所の開設・運営の手順

- 1 飼い主の会の立ち上げ
- 2 受付の立ち上げ
- 3 受付
- 4 一時飼育場所の設営
- 5 一時飼育場所の管理・運営
- 6 一時飼育場所の閉鎖

拠点運営委員会が支援しましょう

1 飼い主の会の立ち上げ

- ① 拠点運営委員会はペットを連れてきた飼い主に一時飼育ルールの説明を行い、飼い主の会の立ち上げを支援する。
ペットを連れて避難してきた飼い主の皆さんで飼い主の会を立ち上げます。
拠点運営委員会は一時飼育場所の場所や飼育ルールを飼い主の会に説明します。
- ② 最初にペットを連れて避難してきた人が複数いる場合は、暫定の役割分担(受付、一時飼育場所設営準備、連絡調整等)を決め、協力して以降の手順を行う。
- ③ ペットの一時飼育場所の開設と「飼い主の会」の立ち上げを、拠点運営委員会本部及び避難者受付に宣言する。

拠点運営委員会が支援しましょう

2 受付の立ち上げ

- ① 机、椅子(夜間の場合は照明)を設置する。
- ② 筆記用具、以下の様式を準備する。
 - (様式1) 同意書
 - (様式2) 地域防災拠点ペット登録票
 - (様式3) ペット情報カード



3 受付

ここからは飼い主の会が主体となって活動しましょう



ペットを連れて避難してきた飼い主さんには、人の受付の他にペットの受付があることを伝えます。受付の順番はどちらが先でも構いませんが、人の受付の担当者にもペットの受付が別にあることを周知しておいてください。

- ① 飼育ルールを説明し、「(様式1)同意書」に署名してもらおう。
- ② 「(様式2)地域防災拠点ペット登録票」「(様式3)ペット情報カード」を記入してもらおう。
- ③ 「(様式3)ペット情報カード」は飼い主さんに渡し、カードはペットのケージの前等に貼り出すよう案内する。
- ④ 受付が終わった飼い主さんとペットを一時飼育場所に誘導する。
- ⑤ 記入済の「(様式1)同意書」と「(様式2)地域防災拠点ペット登録票」を拠点運営委員会に渡して保管を依頼する。

*拠点に次のようなペットがいる場合は、区災害対策本部に連絡してください。

- ・飼い主のわからないペットがいる場合
- ・飼い主が被災したことによって、飼育困難となったペットがいる場合

運営委員会指示のもと、飼い主の会が実施しましょう

4 一時飼育場所の設営

- ① 地域防災拠点運営委員会に指示された場所にテント、ブルーシートを張る(必要な場合)。
- ② 「ペットの一時飼育場所」の表示を見やすい場所に張り出す。
- ③ 蓋つきゴミ箱、段ボール等飼育スペース用物品を準備する。
- ④ 受付が終わった飼い主さんは、ペットの種類毎等決められた場所にケージ等を置き、「(様式3) ペット情報カード」を貼り出し、ペットをケージに入れる。

*ケージが無い場合や、ケージに入らない大型犬などは、必ずリードにつないで係留し、係留場所にペット情報カードを貼りだしてください。

飼い主の会全員で活動しましょう

5 一時飼育場所の管理・運営



① 役割分担、管理方法について話し合う

状況がひと段落したら、「飼い主の会」として代表者などの役割分担、一時飼育場所の管理方法などについて話し合ひましょう。

- ・「(様式5) 役割分担表」作成
- ・「(様式2) 地域防災拠点ペット登録票」の「飼い主の会で記入」欄の役割を追記
- ・「(様式6) 飼育管理分担表」作成
- ・「(様式4) 名簿」を作成
- ・拠点運営委員会とペットに関係する事について相互に確認
(苦情の申し出先、飼育範囲の境界、水場の使用場所、排泄物等のゴミの出し方等)

② 飼育管理や飼い主の会の運営について

- ・ペットの飼育管理は基本的に各飼い主が行います。
- ・曜日を決めて飼い主の会はミーティングを行い、決定事項などの記録をつけます。
- ・決定事項の周知や掲示をできる場所を作りましょう。
- ・拠点運営委員会本部等と協力し、ペットに関する支援物資の受け入れや配布をしましょう。
- ・体調が悪いペットが出た時の対応(隔離スペースを設ける等)について検討しましょう。

③ 一時飼育場所の消毒方法について

水拭きで汚れを取ったあとに消毒を行います。
消毒の際は、換気を行い、マスクや手袋等を着用します。
消毒薬の使用方法などをよく確認してください。

☆次亜塩素酸ナトリウム（家庭用塩素系漂白剤など）

薄めて布等に含ませて拭き、その後水拭きする。

市販の家庭用塩素系漂白剤を希釈して消毒に使用できます。

使用濃度：0.05%（原液濃度が5～6%の場合：100倍になるように水で薄める）

→ペットボトルのキャップ1杯（約5ml）の薬液+500mLの水



☆消毒用エタノール

そのまま使用可能

スプレータイプや不織布・清浄綿にしみ込ませたものが市販されています。

飼い主の会全員で活動しましょう

6 一時飼育場所の閉鎖

避難所の閉鎖が決まったら、ペットの一時飼育場所も閉鎖となります。

閉鎖に当たっては次の作業をしましょう。



- ・人の避難所の閉鎖が決まったら、ペットの一時飼育場所の閉鎖を関係者全員に周知します。
- ・余った物資の引き取り先を事前に取り決めます。
- ・閉鎖時に飼い主の見つからないペットがいた場合は、**区役所生活衛生課 電話：045-866-8476** にお問い合わせください。
- ・一時飼育場所等の掃除、消毒を飼い主の会全員で行い原状復帰をします。

_____地域防災拠点 ペットの一時飼育場所

<案内図・配置図等>

案内図・配置図等

<一時飼育場所の写真等>

一時飼育場所の写真等